

令和2年12月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
条例議案	7
一般議案	25
補正予算議案	11
合計	43

令和2年12月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	保健福祉局
2	北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の廃止について	
3	北九州市道路占用料徴収条例の一部改正について	建設局
4	北九州市普通河川管理条例の一部改正について	
5	北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部改正について	
6	北九州市火災予防条例の一部改正について	消防局
7	戸畑枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30-9）請負契約の一部変更について	技術監理局
8	小池特別支援学校改築工事（第1期）請負契約締結について	
9	当せん金付証票の発売について	財政局
10	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
11	土地の取得について	
12	土地の取得について	
13	指定管理者の指定について（北九州市立男女共同参画センター）	総務局
14	指定管理者の指定について（北九州市立曾根臨海運動場）	市民文化スポーツ局
15～26	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	保健福祉局
27～31	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）	子ども家庭局
32	令和2年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
33	令和2年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
34	令和2年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	

番号	件名	提出局
35	令和2年度北九州市渡船特別会計補正予算について	財政局
36	令和2年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
37	令和2年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
38	令和2年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
39	令和2年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	
40	令和2年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計補正予算について	
41	令和2年度北九州市後期高齢者医療特別会計補正予算について	
42	令和2年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	
43	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務局

No 1	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (保健福祉局障害福祉部障害者支援課)
---------	--

北九州市立北方ひまわり学園を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 児童発達支援センターの廃止（別表第1、別表第4関係）

名 称	北九州市立北方ひまわり学園
位 置	北九州市小倉南区北方二丁目16番1号

2 施行期日

令和3年1月1日

No 2	北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の廃止について (保健福祉局健康医療部保険年金課)
<p data-bbox="229 445 1422 539">北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金を廃止するため、北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止するもの</p> <ol data-bbox="276 624 1161 898" style="list-style-type: none"><li data-bbox="276 624 1161 719">1 廃止する条例 北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例<li data-bbox="276 804 1161 898">2 施行期日 令和3年4月1日	

No 3	北九州市道路占用料徴収条例の一部改正について (建設局総務部管理課)
---------	---

道路占用料の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 道路占用料の改定（主なもの）（別表関係）

占用物件		現行	改正後
地下街及び 地下室（占 用面積1平 方メートル につき1年 ）	階数が1 のもの	近傍類似の土地の 時価に <u>0.004</u> を乗じて得た額	近傍類似の土地の 時価に <u>0.005</u> を乗じて得た額
	階数が2 のもの	近傍類似の土地の 時価に <u>0.007</u> を乗じて得た額	近傍類似の土地の 時価に <u>0.008</u> を乗じて得た額
	階数が3 以上のも の	近傍類似の土地の 時価に <u>0.008</u> を乗じて得た額	近傍類似の土地の 時価に <u>0.01</u> を 乗じて得た額
自転車等を駐車させる ため必要な車輪止め装 置その他の器具（占用 面積1平方メートルに つき1年）		近傍類似の土地の 時価に <u>0.028</u> を乗じて得た額	近傍類似の土地の 時価に <u>0.033</u> を乗じて得た額

2 施行期日

令和3年4月1日

No 4	北九州市普通河川管理条例の一部改正について (建設局河川部河川整備課)
---------	--

普通河川占用料等の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 流水占用料の改定（別表関係）

種別	現行	改正後
原動力に供するもの（占用許可水量毎秒1リットルにつき1年）	97円	99円
鉱工業用その他に供するもの（占用許可水量毎秒1リットルにつき1年）	5,400円	5,500円

2 土地占用料の改定（別表関係）

種別		現行	改正後
地下街及び地下室（占用面積1平方メートルにつき1年）	階数が1のもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.004</u> を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に <u>0.005</u> を乗じて得た額
	階数が2のもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.007</u> を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に <u>0.008</u> を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.008</u> を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に <u>0.01</u> を乗じて得た額

（次頁に続く）

(続き)

	た額	額
耕作地（占有面積1平方メートルにつき1年）	10円	8円

3 土石採取料の改定（別表関係）

種別	現行	改正後
土砂（1立方メートル）	114円	116円
砂（1立方メートル）	148円	150円
砂利（1立方メートル）	229円	233円
栗石（1立方メートル）	148円	150円

4 施行期日

令和3年4月1日

No 5	北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部改正について (建設局河川部河川整備課)
---------	--

準用河川占用料等の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 流水占用料の改定（別表関係）

種別	現行	改正後
原動力に供するもの（占用許可水量毎秒1リットルにつき1年）	97円	99円
鉱工業用その他に供するもの（占用許可水量毎秒1リットルにつき1年）	5,400円	5,500円

2 土地占用料の改定（別表関係）

種別		現行	改正後
地下街及び地下室（占用面積1平方メートルにつき1年）	階数が1のもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.04</u> を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に <u>0.05</u> を乗じて得た額
	階数が2のもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.07</u> を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に <u>0.08</u> を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.08</u> を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に <u>0.1</u> を乗じて得た額

（次頁に続く）

(続き)

	た額	額
耕作地（占有面積1平方メートルにつき1年）	10円	8円

3 土石採取料の改定（別表関係）

種別	現行	改正後
土砂（1立方メートル）	114円	116円
砂（1立方メートル）	148円	150円
砂利（1立方メートル）	229円	233円
栗石（1立方メートル）	148円	150円

4 施行期日

令和3年4月1日

No 6	北九州市火災予防条例の一部改正について (消防局予防部指導課)
---------	--

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、位置、構造及び管理に関する基準の対象となる急速充電設備の範囲を拡大する等のため、関係規定を改めるもの

1 急速充電設備の範囲の上限の拡大（第13条の2関係）

現行	改正後
全出力20キロワット以下のもの及び全出力 <u>50</u> キロワットを超えるものを除く。	全出力20キロワット以下のもの及び全出力 <u>200</u> キロワットを超えるものを除く。

2 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の追加（第13条の2関係）

コネクタ、充電用のケーブル、内蔵する蓄電池等に係る急速充電設備の構造等に関する基準を追加する。

3 設置を届け出なければならない設備の追加（第67条関係）

設置を消防署長に届け出なければならない設備に、全出力50キロワットを超える急速充電設備を追加する。

4 施行期日

令和3年4月1日

No 7	戸畑枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30-9） 請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</p>
<p>戸畑枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30-9）請負契約について、契約金額を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 既決契約金額 7億2,835万2,000円 2 変更契約金額 7億6,461万4,600円	

<p>No 9</p>	<p>当せん金付証券の発売について</p> <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p>
<p>令和3年度において本市が発売する当せん金付証券の発売総額の範囲を定めるもの</p> <p>発売総額 135億円以内</p>	

No 10	市道路線の認定、変更及び廃止について (建設局総務部管理課)
----------	---------------------------------------

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

\	数	延 長	面 積
認 定	26 路線	1,984 m	9,302 m ²
変 更	8 路線	△178 m	1,339 m ²
廃 止	11 路線	△1,566 m	△10,591 m ²

<p>N o 1 1</p>	<p>土地の取得について</p> <p style="text-align: right;">(建設局用地部用地課)</p>
<p>小倉南区大字吉田に所在する土地を恒見朽網線道路整備事業用地として買い入れるもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地</p> <p>池沼 小倉南区大字吉田 2 5 5 6 番 1 のうち 山林 小倉南区大字吉田 2 3 3 5 番 1 のうち 原野 小倉南区大字吉田 2 5 5 1 番 1 のうちほか 3 筆 雑種地 小倉南区大字吉田 2 3 3 5 番 5 のうちほか 2 筆</p> <p>2 土地の面積</p> <p>1 万 7 , 1 0 3 . 3 9 平方メートル</p> <p>3 買入れ予定金額</p> <p>2 億 2 , 7 4 7 万 5 , 0 8 7 円</p>	

<p>N o 1 2</p>	<p>土地の取得について</p> <p style="text-align: right;">(建設局用地部用地課)</p>
<p>門司区大字恒見に所在する土地を恒見朽網線道路整備事業用地として買入れるもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地</p> <p>宅地 北九州市門司区大字恒見 1 3 6 0 番 1 0 のうちほか 1 筆</p> <p>山林 北九州市門司区大字恒見 2 5 番のうちほか 3 筆</p> <p>雑種地 北九州市門司区大字恒見 1 3 1 3 番 1 3 のうち</p> <p>2 土地の面積</p> <p>1 万 4 , 0 2 4 . 0 4 平方メートル</p> <p>3 買入れ予定金額</p> <p>2 億 3 8 7 万 7 , 7 7 8 円</p>	

<p>N o 1 3</p>	<p>指定管理者の指定について（北九州市立男女共同参画センター） （総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課）</p>
<p>北九州市立男女共同参画センターについて、指定管理者を指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州市立男女共同参画センター 2 指定管理者に指定する者 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム 3 指定する期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 	

<p>N o 1 4</p>	<p>指定管理者の指定について（北九州市立曽根臨海運動場） （市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課）</p>
<p>北九州市立曽根臨海運動場について、指定管理者を指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州市立曽根臨海運動場 2 指定管理者に指定する者 株式会社スピナ 3 指定する期間 北九州市立曽根臨海運動場の供用開始の日から令和7年3月31日 日まで 	

N o 15～26	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等） <p style="text-align: right;">（保健福祉局総務部総務課）</p>
--------------	--

北九州市立特別養護老人ホームかざし園等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
1 5	北九州市立特別養護老人ホームかざし園	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
1 6	北九州市立到津ひまわり学園	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
1 7	北九州市立若松ひまわり学園	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
1 8	北九州市立引野ひまわり学園	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
1 9	北九州市立本城リサイクル工房	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
2 0	北九州市立浅野社会復帰センター	社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
2 1	北九州市立浅野工芸舎	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

（次頁に続く）

(続き)

2 2	北九州市立洞海工芸舎	社会福祉法人 北九州市手を つなぐ育成会	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
2 3	北九州市立八幡東工芸舎	社会福祉法人 北九州市手を つなぐ育成会	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
2 4	北九州市立門司障害者地 域活動センター	社会福祉法人 あすなろ学園	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
2 5	北九州市立小倉南障害者 地域活動センター	社会福祉法人 北九州あゆみ の会	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
2 6	北九州市立八幡西障害者 地域活動センター	社会福祉法人 北九州市手を つなぐ育成会	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで

N o 27～31	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等） <div style="text-align: right;">（子ども家庭局子ども家庭部総務企画課）</div>
--------------	---

北九州市立小倉北ふれあい保育所等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
27	北九州市立小倉北ふれあい保育所 （乳児部） （夜間部）	社会福祉法人 正善寺福祉会	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
28	北九州市立北方保育所	社会福祉法人 北九州市保育 事業協会	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
29	北九州市立陣原保育所	社会福祉法人 北九州市保育 事業協会	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
30	北九州市立千防保育所	社会福祉法人 北九州市保育 事業協会	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
31	北九州市立ユースステーション	ユースの未来 共同事業体	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで

No.	件名	要 旨	
令和2年度予算規模	区分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	9億3,636万1千円	7,556億4,789万5千円
	特別会計	△7,863万1千円	4,257億1,997万2千円
	企業会計	369億4,992万7千円	2,527億 591万7千円
	合計	378億 765万7千円	1兆4,340億7,378万4千円
32	令和2年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 (債務負担) 2 総 額	9億3,636万1千円 48億1,840万円 7,556億4,789万5千円
33	令和2年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	△6,999万1千円 1,013億3,000万9千円
34	令和2年度北九州市 卸売市場特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	△650万6千円 12億4,102万4千円
35	令和2年度北九州市 渡船特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	△62万1千円 3億8,227万9千円

36	令和2年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 0円	2 総額 17億5,800万円
37	令和2年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 0円	2 総額 52億9,200万円
38	令和2年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 0円	2 総額 49億2,330万円
39	令和2年度北九州市 介護保険特別会計 補正予算について	1 補正額 758万5千円	2 総額 1,072億4,445万8千円
40	令和2年度北九州市 学術研究都市土地区画 整理特別会計 補正予算について	1 補正額 0円	2 総額 4億500万円
41	令和2年度北九州市 後期高齢者医療特別会計 補正予算について	1 補正額 △909万8千円	2 総額 166億4,690万2千円
42	令和2年度北九州市 公営競技事業会計 補正予算について	1 補正額 369億4,992万7千円	2 総額 1,599億1,085万7千円

No
43

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(総務局人事部給与課)

児童相談等業務手当を新設するため、関係規定を改めるもの

1 特殊勤務手当の新設（別表関係）

種類	支給範囲	手当額
児童相談等 業務手当	子ども総合センターに勤務する職員が、児童の福祉に関する相談、指導、一時保護等の業務に従事したときに支給する。	従事した1日につき1,000円

2 施行期日

令和3年1月1日